四第一項（同法第二十二条の三第二項及び第二十六条の五第二項において準用する場合を含む。）

十四　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十三第一項、第五十五条の二の二第一項（同法第四十三条の七において準用する場合を含む。）、第五十六条の二の十四第一項並びに第五十六条の五第一項及び第二項

十五　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十三第一項（同法第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四並びに船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第六条において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十一第一項、第二十九条の二第一項及び第二十九条の三第一項

十六　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三十三条第二項

十七　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条第四項から第六項まで

十八　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十四条の三第一項、第六十三条の四第一項、第七十五条の六第一項、第七十六条の四十第一項及び第百条第二項

十九　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十九条第一項

二十　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第三項並びに第十四条第一項及び第三項（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに土地収用法第三十五条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（いずれも国土交通大臣に係るものに限る。）

十八　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第四十一条第一項

十九　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十三条第二項

二十　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十三条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項、第二十四条第一項及び第二十七条第四項

二十一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第十三条第四項

二十二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十一条第二項

二十三　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第五十三条第二項及び第三項

二十四　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十七条第一項、第二十一条第一項、第四十三条第一項及び附則第三条第十項

二十五　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第四十五条第二項

二十六　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条、第七条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十六条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第一項

二十一　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十条第一項及び第六十一条第一項

二十二　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二十五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）

二十三　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の十三第一項、第十七条の十七第一項、第五十条の十二第一項、第六十三条の二第一項（同法第六十三条の三第二項及び第六十四条の十八において準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項

二十四　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の五十五第一項、第六十六条第一項、第七十二条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第七十七条第三項

二十五　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二十四条第一項

二十六　離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第十七条第一項

二十七　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十四条第二項（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十二条第一項及び附則第十七条第一項において適用する場合を含む。）

二十八　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の二十六第一項（同法第二十九条において準用する場合を含む。）及び第七十条第三項

二十九　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の二第一項（同法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第八十条第四項、第八十二条の二第一項及び第八十五条第一項